

発議案第13号

特別委員会設置に関する決議

標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月16日

七飯町議会議長 木下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 平松 俊一

賛成者

七飯町議会議員 田村 敏郎

” 上野 武彦

## 特別委員会設置に関する決議

次のとおり、特別委員会を設置する。

1. 名 称 大中山小学校建築工事に関する調査特別委員会
2. 設置の目的 令和3年度決算審査特別委員会において大中山小学校の暖房費に関する説明の中で、暖房方式の決定過程では、当初、2方式であったが、途中から3方式になったことが判明した。  
これは、明らかに設計変更であるが、そのよう処置はとられな  
いまま今日まで来ている。  
また、設計委託に関しても、土地利用構想図を作成した業者が  
その後の設計業務の入札には参加していないのも不自然である。  
よって、当初からの改築工事に関する詳細な調査をするため。
3. 構成人員 議長を除く17名
4. 権 限 設置の目的に掲げる調査を行うにあたり、地方自治法第98条  
第1項の権限を付与する。
5. 活動期間 調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。